

○日本育英会職員退職手当規程

昭和41年3月28日

達第481号

改正 昭和48年5月17日達第618号

昭和57年3月20日達第737号

昭和61年2月26日達第783号

昭和62年6月3日達第802号

平成3年7月8日達第850号

平成4年3月31日達第864号

平成11年12月6日達第992号

平成13年3月28日達第1010号

日本育英会職員退職手当規程

(総則)

第1条 日本育英会の本部および支所の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する退職手当は、次の各号の退職金および弔慰金とし、その支給については、この規程の定めるところによる。

(1) 退職金は、職員が退職しまたは死亡したときに本人または遺族に支給する。

(2) 弔慰金は、職員が死亡したときに遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

第2条 次の各号の一に該当する場合は、退職金を支給しない。

(1) 在職6月未満の退職または死亡

(2) 懲戒による解職

(3) 禁錮以上の刑に処せられたことによる退職

2 退職後在職中の職務に関し、懲戒による解職をうける事由に相当する事実が明らかになったときは、すでに支給した退職金を返還させ、または退職金を支給しないことができる。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、職員が退職しまたは死亡した日（以下「退職日」という。）における俸給月額に、その者の在職期間を次の各号に区分し、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その合計額が俸給月額に100分の5,500の割合を乗じて得た額をこえるときは俸給月額に100分の5,500の割合を乗じて得た額とする。

(1) 在職5年までの期間については、在職1年につき100分の100

(2) 在職5年をこえ10年までの期間については、在職1年につき100分の140

(3) 在職10年をこえ20年までの期間については、在職1年につき100分の180

(4) 在職20年をこえ30年までの期間については、在職1年につき100分の200

(5) 在職30年をこえる期間については、在職1年につき100分の100

2 在職期間に1年未満の月数（以下「端月数」という。）があるときは、その端月

数については前項各号の区分に従い当該各号に定める割合により月割して計算する。

(退職金の増額)

第4条 傷病によりその職に堪えず退職し、または死亡したときは、前条の規定により計算して得た額に、その者の在職期間に応じ、退職日における俸給月額に増額割合基準表(別表第1)に定める割合を乗じて得た額を加算する。

2 在職10年以上であつて停年により退職したときまたは在職15年以上であつて職務上特に功労のあつた者が退職したときは、前条の規定により計算して得た額に、退職した日における俸給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

3 前2項に準ずる特別の事由により退職した者であつて、特に増額の必要があると認められた場合においては、前2項の規定に準じ、前条の規定により計算して得た額に、退職した日における俸給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

(退職金の減額)

第5条 在職3年未満の退職の場合は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額から、その額にその者の在職期間に減額割合基準表(別表第2)に定める割合を乗じて得た額を減額する。ただし、停年、出産もしくは婚姻の事由によつて退職した場合または前条第1項もしくは第3項の規定に該当する場合は、この減額はしない。

2 次の各号の一に該当する場合は、第3条および前項本文の規定により計算して得た額から、第1号に該当するときは当該額に100分の30以内の割合を、第2号に該当するときは当該額に100分の50以内の割合をそれぞれ乗じて得た額を減額することができる。

(1) 勤務成績が著しく不良のための退職

(2) 第2条第1項第2号に規定する事由に準ずる事由による退職

3 前2項の規定により減額する場合において、その減ずる額が第3条の規定により計算して得た額に100分の50の割合を乗じて得た額をこえるときは、その減ずる額は第3条の規定により計算して得た額に100分の50の割合を乗じて得た額とする。

(減額の特例)

第5条の2 職員が文教関係団体厚生年金基金(以下「年金基金」という。)の加入員である期間(以下「加入員期間」という。)15年以上で退職し、または死亡した場合においては、第3条の規定により計算して得た額から、加入員期間を在職期間とみなして同条の規定により計算して得た額(以下「対象額」という。)に次の各号に掲げる加入員期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額の算出において、その基礎となる俸給月額が退職日における年金基金の標準給与の最高限度額(以下「最高限度額」という。)を超えるときは、その最高限度額をもつて俸給月額とする。この場合において、退職し、または死亡した月の前月(退職日が月の末日である場合は当月)以前1年以内に最高限度

額の改正があつたときは、退職し、または死亡した月の前月（退職日が月の末日である場合は当月）以前1年間の各月における最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもつて退職日における最高限度額とする。

- (1) 加入員期間が15年の場合 100分の1.5
 - (2) 加入員期間が15年を超え30年までの場合 100分の1.5に15年を超える加入員期間1年につき100分の0.1を加えたもの
 - (3) 加入員期間が30年を超える場合 100分の3
- 2 年金基金の加入員であつたことにより、既に退職金の減額を受けた者に再び退職金を支給する場合は、前項の規定にかかわらず、第3条の規定により計算して得た額から、同項の規定により減額すべき額と次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額の差額を減額する。
- (1) 再び退職金を支給する場合の退職金の額の算出の基礎となる俸給月額（この場合において、前項ただし書を準用する。）及び以前の減額に係る加入員期間を用いて算出する対象額
 - (2) 以前の減額に係る加入員期間の区分に対応する前項各号に定める割合
- 3 加入員期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 この条の規定により減額すべき額は、第3条の規定により計算して得た額を限度とする。

（起訴中に退職した場合の退職金の取扱い）

第6条 刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは退職金を支給しない。ただし、判決の結果禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、第3条から前条までの規定により計算して得た額を退職金として支給する。

（退職手当の返納等の取扱い）

第6条の2 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第12条第3項及び同法第12条の2第1項、第3項及び第4項並びに同法第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、「各省各庁の長」とあるのは「会長」と読替えるものとする。

（在職期間の計算）

第7条 退職金の算定の基礎となる在職期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員として採用された日の属する月から退職日の属する月までの年月数による。ただし、当該期間のうち日本育英会職員服務規程第25条第1項の規定による休職（職務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職を除く。）又は日本育英会職員の育児休業等に関する規程第2条の規定による育児休業の期間があるときは、その期間の日数に100分の50の割合を乗じて得た日数を、その者の退職日の前日を初日として同日前にさかのぼつて計算して得た末日をもつて退職日とみなして在職期間を計算する。

第7条の2 職員のうち、会長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）または国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となつた者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となつた場合または第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となつた場合においては、この規程による退職金は支給しない。

4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、第7条第2項の規定にかかわらず、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。

5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかつたものとみなす。

（弔慰金の額）

第8条 弔慰金の額は、職員が死亡した日における俸給月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

（退職手当の支給）

第9条 退職手当は、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

2 退職手当は、特別の事由がある場合を除き支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

（遺族の範囲および順位）

第10条 第1条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届け出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹およびその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

(3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹およびその他の親族で前号に該当しないもの

2 退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、同項第2号および第3号に掲げる者のうちにあつては、各号に掲げる順位による。この場合において父母については養父母を先きにし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先きにし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先きにし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

(端数処理)

第11条 この規程によつて算出された退職手当の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 この規程は、昭和41年3月28日から施行し、第11条の規定を除き昭和40年4月1日から適用する。

第2条 退職給与金支給規程（達第264号）は、廃止する。

第3条 昭和40年4月1日（以下「適用日」という。）の前日から引き続き在職する職員についてこの規程に定める在職期間を計算する場合は、その者が職員として採用された日から在職期間を起算する。この場合においてその者の准職員等（雇員、傭員、常勤労務者給与を受けていた者を含む。）であつた期間および財団法人日本育英会に在職していた期間は、職員としての在職期間とみなす。

第4条 削除

第5条 適用日の前日から引き続き在職する職員が退職しまたは死亡したときに支給する退職金の額は第3条の規定にかかわらず、次の各号の合計額とする。

(1) 適用日における切替前の等級および号俸に対応する同日における一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する行政職俸給表（以下「一般職俸給表」という。）に基づいて定めた附則別表第1に定める俸給月額に、退職日において公表されている最近3月間の消費者物価指数（全都市の総合とする。以下同じ。）の平均値を適用日において公表されている最近3月間の消費者物価指数の平均値を1.0として修正した数値を乗じて得た額（以下「調整俸給月額」という。）にその者の在職期間のうち適用日前の期間1年につき100分の200の割合を乗じて得た額

(2) 調整俸給月額にその者の在職期間に応じ、適用日前の期間1年につき次に掲げる割合を乗じて得た額

ア 在職期間1年以上5年未満の場合は、100分の100

イ 在職期間5年以上10年未満の場合は、100分の110

ウ 在職期間10年以上20年未満の場合は、100分の120

エ 在職期間20年以上の場合は、100分の130

(3) 退職日における俸給月額にその者の在職期間を第3条第1項各号に定めると

ころにより職員として採用された日の属する月を起点として区分し、その適用日以後の期間について当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額。ただし、その合計額が俸給月額に100分の5,500の割合を乗じて得た額をこえるときは、俸給月額に100分の5,500を乗じて得た額とする。

- 2 前項第1号および第2号に規定する計算において適用日前の期間に端月数があるときは、その端月数についての割合は適用日前の端月数換算表（附則別表第2）に定める数値に100分の100を乗じて得た割合とする。
- 3 第1項第3号に規定する計算においてその区分された適用日以後の期間に端月数があるときは、その端月数については第3条第1項各号に定める割合により月割して計算する。

第6条 在職期間のうち適用日前の期間が10年をこえる者については、前条第1項第1号および第2号ならびに同条第2項の規定により計算して得た額の合計額が、次条に定める仮定俸給月額に前条第1項第1号および第2号ならびに同条第2項の支給割合を乗じて得た額の合計額に達しない場合は、その差額に100分の100から適用日以後の期間1年につき100分の2.8を減じた割合を乗じて得た額を前条の規定により計算して得た額の合計額に加算する。

第7条 仮定俸給月額とは、その者の退職日において適用を受けていた号俸（最高号俸の額をこえる俸給月額を受けている者にあつては、最高号俸をこえて昇給した数を最高号俸の号数に加えて得た号数をその者の号俸とみなす。）に対応する号俸対応表（附則別表第3）に掲げる一般職俸給表の号俸の額（最高号俸をこえる場合は、最高号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額を最高号俸の額に順次加えて得られる額）とする。

- 2 前項に規定する一般職俸給表は、第1俸給表の適用を受けていた者にあつては行政職俸給表（一）とし、第2俸給表または第3俸給表の適用を受けていた者にあつては行政職俸給表（二）とする。

第8条 適用日の前日から引き続き在職する職員に第5条の規定を適用する場合は、同条中「第3条」とあるのは「附則第5条第1項第3号および同条第3項」と、同条第1項中「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

第9条 この規程の施行前にすでに職員に支払われた適用日から昭和41年3月27日までの間にかかる退職手当は、この規程による退職手当の内払とみなす。

第10条 職員が昭和56年度中に退職した場合における退職手当の支給に関する規程の適用については、同年度内に俸給月額を改定する規程（その施行の日が昭和57年4月1日までのものに限る。）が制定された場合において、その者に係る当該退職の日における俸給月額がその日の前日までに当該改定があつたとした場合の当該退職の日における俸給月額（以下「当該改定後の俸給月額」という。）に達しないこととなるときは、その者について適用される退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額は、当該改定後の俸給月額とする。

附則別表第1

適用日の前日から引き続き在職する職員に附則第5条の規定を適用する場合の俸給月額表

(1) 第1俸給表の適用を受ける者

| 職務の等級 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 | 6等級 | 7等級 | 8等級 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 号俸 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 75,330 | 54,750 | 45,280 | 36,400 | 27,570 | 21,780 | 18,580 | 13,930 |
| 2 | 79,240 | 57,730 | 47,640 | 38,560 | 29,610 | 23,430 | 19,610 | 14,440 |
| 3 | 83,140 | 60,710 | 50,010 | 40,770 | 31,660 | 25,170 | 20,650 | 14,960 |
| 4 | 87,050 | 63,690 | 52,270 | 42,920 | 33,760 | 27,070 | 21,780 | 15,480 |
| 5 | 90,950 | 66,670 | 54,550 | 45,080 | 35,800 | 28,910 | 23,330 | 16,000 |
| 6 | 94,850 | 69,650 | 56,830 | 47,140 | 37,860 | 30,760 | 24,870 | 16,720 |
| 7 | 98,760 | 72,630 | 59,110 | 49,210 | 39,870 | 32,660 | 26,470 | 17,650 |
| 8 | 102,660 | 75,540 | 61,380 | 51,270 | 41,820 | 34,500 | 28,110 | 18,580 |
| 9 | 106,550 | 78,420 | 63,650 | 53,250 | 43,570 | 36,260 | 29,760 | 19,510 |
| 10 | 110,130 | 81,000 | 65,920 | 55,230 | 45,210 | 37,940 | 31,450 | 20,450 |
| 11 | 113,200 | 83,160 | 68,180 | 57,210 | 46,650 | 39,580 | 32,680 | 21,380 |
| 12 | 115,260 | 85,310 | 70,440 | 59,170 | 48,090 | 40,910 | 33,910 | 22,420 |
| 13 | 117,310 | 87,160 | 72,700 | 61,130 | 49,330 | 42,240 | 35,170 | 23,550 |
| 14 | 119,360 | 89,010 | 74,750 | 63,080 | 50,360 | 43,270 | 36,000 | 24,610 |
| 15 | 121,410 | 90,860 | 76,390 | 64,920 | 51,380 | 44,290 | 36,820 | 25,230 |
| 16 | | | 78,030 | 66,760 | 52,410 | 45,310 | | 25,860 |
| 17 | | | | 68,280 | 53,440 | 46,330 | | 26,480 |
| 18 | | | | 69,810 | 54,470 | 47,350 | | |

(2) 第2俸給表の適用を受ける者

| 職務の等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 号俸 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 21,890 | 18,780 | 14,140 | 12,100 |
| 2 | 23,230 | 19,810 | 14,760 | 12,610 |
| 3 | 24,560 | 20,850 | 15,380 | 13,120 |
| 4 | 26,100 | 21,890 | 16,100 | 13,630 |
| 5 | 27,640 | 22,930 | 16,920 | 14,140 |
| 6 | 29,210 | 23,960 | 17,850 | 14,660 |
| 7 | 30,550 | 25,200 | 18,780 | 15,180 |
| 8 | 31,890 | 26,440 | 19,710 | 15,800 |

| | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 9 | 33,270 | 27,600 | 20,650 | 16,620 |
| 10 | 34,500 | 28,630 | 21,580 | 17,450 |
| 11 | 35,730 | 29,660 | 22,310 | 18,270 |
| 12 | 36,990 | 30,710 | 23,040 | 18,990 |
| 13 | 38,010 | 31,730 | 23,660 | 19,610 |
| 14 | 39,030 | 32,450 | 24,280 | 20,140 |
| 15 | 40,070 | 33,190 | 25,010 | 20,660 |
| 16 | 40,800 | 33,920 | 25,750 | 21,180 |
| 17 | 41,520 | 34,640 | 26,480 | 21,810 |
| 18 | 42,250 | 35,390 | 27,200 | 22,430 |
| 19 | 42,970 | 36,110 | 27,940 | 23,050 |
| 20 | 43,690 | 36,730 | 28,660 | 23,670 |
| 21 | 44,300 | 37,340 | 29,390 | 24,290 |
| 22 | 44,910 | 37,960 | 30,130 | 25,020 |
| 23 | 45,520 | 38,580 | 30,850 | 25,770 |
| 24 | 46,140 | 39,190 | 31,470 | 26,490 |
| 25 | 46,750 | 39,810 | 32,100 | 27,210 |
| 26 | | | 32,720 | 27,850 |
| 27 | | | | 28,470 |
| 28 | | | | 29,090 |
| 29 | | | | 29,730 |
| 30 | | | | 30,340 |

(3) 第3俸給表を受ける者

| 号俸 | 俸給月額 | 号俸 | 俸給月額 |
|----|--------|----|--------|
| | 円 | | 円 |
| 1 | 15,380 | 16 | 30,710 |
| 2 | 16,100 | 17 | 31,730 |
| 3 | 16,920 | 18 | 32,450 |
| 4 | 17,850 | 19 | 33,190 |
| 5 | 18,780 | 20 | 33,920 |
| 6 | 19,810 | 21 | 34,640 |
| 7 | 20,850 | 22 | 35,390 |
| 8 | 21,890 | 23 | 36,110 |
| 9 | 22,930 | 24 | 36,730 |
| 10 | 23,960 | 25 | 37,340 |
| 11 | 25,200 | 26 | 37,960 |
| 12 | 26,440 | 27 | 38,580 |

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 13 | 27,600 | 28 | 39,190 |
| 14 | 28,630 | 29 | 39,810 |
| 15 | 29,660 | 30 | 40,430 |

附則別表 2

適用日前の端月数換算表

| 端月数 | 区分 附則第5条第1項 第1号の規定に より計算する場 合 | 附則第5条第1項第2号の規定により計算する場合 | | | |
|-----|---|-------------------------|-------------------|--------------------|---------------|
| | | 在職期間1年 以上5年未満 | 在職期間5年以 上10年未満 | 在職期間10年 以上20年未満 | 在職期間20年 以上 |
| 1月 | 1/6 | 1/6 | 1.1 × (1/6) | 1.2 × (1/6) | 1.3 × (1/6) |
| 2月 | 2/6 | 2/6 | 1.1 × (2/6) | 1.2 × (2/6) | 1.3 × (2/6) |
| 3月 | 3/6 | 3/6 | 1.1 × (3/6) | 1.2 × (3/6) | 1.3 × (3/6) |
| 4月 | 4/6 | 4/6 | 1.1 × (4/6) | 1.2 × (4/6) | 1.3 × (4/6) |
| 5月 | 5/6 | 5/6 | 1.1 × (5/6) | 1.2 × (5/6) | 1.3 × (5/6) |
| 6月 | 1 | 1 | 1.1 | 1.2 | 1.3 |
| 7月 | 1 (1/6) | 1 | 1.1 | 1.2 | 1.3 |
| 8月 | 1 (2/6) | 1 | 1.1 | 1.2 | 1.3 |
| 9月 | 1 (3/6) | 1 | 1.1 | 1.2 | 1.3 |
| 10月 | 1 (4/6) | 1 | 1.1 | 1.2 | 1.3 |
| 11月 | 1 (5/6) | 1 | 1.1 | 1.2 | 1.3 |

附則別表第3 号俸対応表

(1) 第1俸給表の適用を受ける者

| 本会俸 給表 | 一般 職俸 給表 (行 一) | 本会 俸給 表 | 一般 職俸 給表 (行 一) | 本会 俸給 表 | 一般 職俸 給表 (行 一) | 本会 俸給 表 | 一般職 俸給表 (行 一) | 本会 俸給 表 | 一般 職俸 給表 (行 一) | 本会 俸給 表 | 一般 職俸 給表 (行 一) | 本会 俸給 表 | 一般 職俸 給表 |
|-----------|----------------------------|---------------|----------------------------|---------------|----------------------------|---------------|------------------------|---------------|----------------------------|---------------|----------------------------|---------------|----------------|
| 等級号 俸 | 級号 俸 | 等級 号俸 | 級号 俸 | 等級 号俸 | 級号 俸 | 等級 号俸 | 級号俸 | 等級 号俸 | 級号 俸 | 等級 号俸 | 級号 俸 | 等級 号俸 | 級号 俸 |
| 1—1 | | 2—1 | | 3—1 | | 4—1 | 4—1 | 5—1 | 3—2 | 6—1 | 2—2 | 7—1 | (行 二) |
| 1—2 | | 2—2 | | 3—2 | 6—1 | 4—2 | 4—2 | 5—2 | 3—3 | 6—2 | 2—3 | 7—2 | (行 二) |
| 1—3 | 11—1 | 2—3 | | 3—3 | 6—2 | 4—3 | 4—3 | 5—3 | 3—4 | 6—3 | 2—4 | 7—3 | (行 一) |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | | | | | | | | | | | | 1—2 |
| 1—4 | 11—2 | 2—4 | 9—1 | 3—4 | 6—3 | 4—4 | 4—4 | 5—4 | 3—5 | 6—4 | 2—5 | 7—4 | 1—2 |
| 1—5 | 11—3 | 2—5 | 9—2 | 3—5 | 6—4 | 4—5 | 4—5 | 5—5 | 3—6 | 6—5 | 2—6 | 7—5 | 1—3 |
| 1—6 | 11—4 | 2—6 | 9—3 | 3—6 | 6—5 | 4—6 | 4—6 | 5—6 | 3—7 | 6—6 | 2—7 | 7—6 | 1—4 |
| 1—7 | 11—5 | 2—7 | 9—4 | 3—7 | 6—6 | 4—7 | 4—7 | 5—7 | 3—8 | 6—7 | 2—8 | 7—7 | 1—5 |
| 1—8 | 11—6 | 2—8 | 9—5 | 3—8 | 6—7 | 4—8 | 4—8 | 5—8 | 3—9 | 6—8 | 2—9 | 7—8 | 1—6 |
| 1—9 | 11—7 | 2—9 | 9—6 | 3—9 | 6—8 | 4—9 | 4—9 | 5—9 | 3—10 | 6—9 | 2—10 | 7—9 | 1—7 |
| 1—10 | 11—8 | 2—10 | 9—7 | 3—10 | 6—9 | 4—10 | 4—10 | 5—10 | 3—11 | 6—10 | 2—11 | 7—10 | 1—8 |
| 1—11 | 11—9 | 2—11 | 9—8 | 3—11 | 6—10 | 4—11 | 4—11 | 5—11 | 3—12 | 6—11 | 2—12 | 7—11 | 1—9 |
| 1—12 | 11— | 2—12 | 9—9 | 3—12 | 6—11 | 4—12 | 4—12 | 5—12 | 3—13 | 6—12 | 2—13 | 7—12 | 1—10 |
| | 10 | | | | | | | | | | | | |
| 1—13 | 11— | 2—13 | 9—10 | 3—13 | 6—12 | 4—13 | 4—13 | 5—13 | 3—14 | 6—13 | 2—14 | 7—13 | 1—11 |
| | 11 | | | | | | | | | | | | |
| 1—14 | 11— | 2—14 | 9—11 | 3—14 | 6—13 | 4—14 | 4—14 | 5—14 | 3—15 | 6—14 | 2—15 | 7—14 | 1—12 |
| | 12 | | | | | | | | | | | | |
| 1—15 | 11— | 2—15 | 9—12 | 3—15 | 6—14 | 4—15 | 4—15 | 5—15 | 3—16 | 6—15 | 2—16 | 7—15 | 1—13 |
| | 13 | | | | | | | | | | | | |
| 1—16 | 11— | 2—16 | 9—13 | 3—16 | 6—15 | 4—16 | 4—16 | 5—16 | 3—17 | 6—16 | 2—17 | 7—16 | 1—14 |
| | 14 | | | | | | | | | | | | |
| 1—17 | 11— | 2—17 | 9—14 | 3—17 | 6—16 | 4—17 | 4—17 | 5—17 | 3—18 | 6—17 | 2—18 | 7—17 | 1—15 |
| | 15 | | | | | | | | | | | | |
| | | 2—18 | 9—15 | 3—18 | 6—17 | 4—18 | 4—18 | 5—18 | 3—19 | 6—18 | 2—19 | 7—18 | 1—16 |
| | | 2—19 | 9—16 | 3—19 | 6—18 | 4—19 | 4—19 | 5—19 | 3—20 | 6—19 | | | |
| | | 2—20 | 9—17 | 3—20 | 6—19 | 4—20 | 4—20 | 5—20 | 3—21 | | | | |
| | | 2—21 | 9—18 | 3—21 | 6—20 | 4—21 | 4—21 | 5—21 | 3—22 | | | | |
| | | 2—22 | | 3—22 | 6—21 | 4—22 | 4—22 | 5—22 | 3—23 | | | | |
| | | | | 3—23 | 6—22 | 4—23 | 4—23 | 5—23 | 3—24 | | | | |
| | | | | | | 4—24 | 4—24 | 5—24 | 3—25 | | | | |

備考

1 1等級1号俸および2号俸，2等級1号俸から3号俸まで，3等級1号俸の対応号俸は対応する当該級の初号とする。

2 行一とは行政職俸給表（一）を，行二とは行政職俸給表（二）を示す。

(2) 第2俸給表の適用を受ける者

| 本会俸給表 | 一般職俸給表 (行二) | 本会俸給表 | 一般職俸給表 (行二) |
|-------|----------------|-------|----------------|
| 号俸 | 級号俸 | 号俸 | 級号俸 |
| 1 | 1—2 | 21 | 2—12 |

| | | | |
|----|------|----|------|
| 2 | 1-3 | 22 | 2-13 |
| 3 | 1-4 | 23 | 2-14 |
| 4 | 1-5 | 24 | 2-15 |
| 5 | 1-6 | 25 | 2-16 |
| 6 | 1-7 | 26 | 2-17 |
| 7 | 1-8 | 27 | 3-12 |
| 8 | 1-9 | 28 | 3-13 |
| 9 | 1-10 | 29 | 3-14 |
| 10 | 2-1 | 30 | 3-15 |
| 11 | 2-2 | 31 | 3-16 |
| 12 | 2-3 | 32 | 3-17 |
| 13 | 2-4 | 33 | 3-18 |
| 14 | 2-5 | 34 | 3-19 |
| 15 | 2-6 | 35 | 3-20 |
| 16 | 2-7 | 36 | 3-21 |
| 17 | 2-8 | 37 | 3-22 |
| 18 | 2-9 | 38 | 3-23 |
| 19 | 2-10 | 39 | 3-24 |
| 20 | 2-11 | 40 | 3-25 |

(3) 第3俸給表の適用を受ける者

| 本会俸給表 | 一般職俸給表 (行二) | 本会俸給表 | 一般職俸給表 (行二) |
|-------|----------------|-------|----------------|
| 号俸 | 級号俸 | 号俸 | 級号俸 |
| 1 | 1-8 | 20 | 2-17 |
| 2 | 1-9 | 21 | 2-18 |
| 3 | 1-10 | 22 | 2-19 |
| 4 | 2-1 | 23 | 2-20 |
| 5 | 2-2 | 24 | 2-21 |
| 6 | 2-3 | 25 | 2-22 |
| 7 | 2-4 | 26 | 2-23 |
| 8 | 2-5 | 27 | 2-24 |
| 9 | 2-6 | 28 | 2-25 |
| 10 | 2-7 | 29 | 2-26 |
| 11 | 2-8 | 30 | 2-27 |
| 12 | 2-9 | 31 | 2-28 |
| 13 | 2-10 | 32 | 3-29 |
| 14 | 2-11 | 33 | |

| | | | |
|----|------|----|--|
| 15 | 2—12 | 34 | |
| 16 | 2—13 | 35 | |
| 17 | 2—14 | 36 | |
| 18 | 2—15 | | |
| 19 | 2—16 | | |

附 則（昭和48年5月17日達第618号）

- 1 この改正規程は、昭和48年5月17日から施行する。
- 2 この改正規程による改正後の規程の規定は、第7条および第7条の2の規定を除き昭和47年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日からこの改正規程の施行の日の前日までの間に改正前の規程により支払われた退職金は、改正後の規程による退職金の内払いとみなす。
- 4 この改正規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（昭和57年3月20日達第737号）

この規程は、昭和57年3月20日から施行する。

附 則（昭和61年2月26日達第783号）

- 1 この規程は、昭和61年2月26日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員退職手当規程第7条の2第1項の規定は昭和60年4月1日から、附則別表第3の規定は昭和60年7月1日から、附則第5条第1項第1号の規定は昭和61年1月1日から、第5条の2の規定は昭和61年2月1日から適用する。
- 2 第5条の2の規定の適用の日において在職する者の、同条の規定の適用の日の前日まで引き続き在職する期間は、加入員期間に含めるものとする。
- 3 第5条の2第1項の規定の適用については、職員が、年金基金設立後の加入員期間が1年未満で退職し、または死亡した場合には、「1年間」とあるのは「年金基金設立後の加入員期間」と、「12分の1」とあるのは「年金基金設立後の加入員期間月数分の1」と読み替えるものとする。
- 4 昭和40年4月1日の前日から引き続き在職する職員に第5条の2の規定を適用する場合は、同条第1項及び第4項中「第3条」とあるのは「附則第5条及び附則第6条」と読み替えるものとする。

附 則（昭和62年6月3日達第802号）

この規程は、昭和62年6月3日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員退職手当規程の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成3年7月8日達第850号）

この規程は、平成3年7月8日から施行し、この規程による改正後の日本育英会職員退職手当規程の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年3月31日達第864号）

（施行期日）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月6日達第992号）

この規程は、平成11年12月6日より施行する。

附 則（平成13年3月28日達第1010号）

この規程は、平成13年3月28日から施行し、第5条の2第1項の規定は厚生労働大臣の承認のあつた日から適用する。

別表第1 増額割合基準表

| 在職期間 | 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 0月 | | 100分の100 | 100分の200 | 100分の300 | 100分の400 |
| 1月 | | 100分の108 | 100分の208 | 100分の308 | 100分の408 |
| 2月 | | 100分の117 | 100分の217 | 100分の317 | 100分の417 |
| 3月 | | 100分の125 | 100分の225 | 100分の325 | 100分の425 |
| 4月 | | 100分の133 | 100分の233 | 100分の333 | 100分の433 |
| 5月 | | 100分の142 | 100分の242 | 100分の342 | 100分の442 |
| 6月 | 100分の50 | 100分の150 | 100分の250 | 100分の350 | 100分の450 |
| 7月 | 100分の58 | 100分の158 | 100分の258 | 100分の358 | 100分の458 |
| 8月 | 100分の67 | 100分の167 | 100分の267 | 100分の367 | 100分の467 |
| 9月 | 100分の75 | 100分の175 | 100分の275 | 100分の375 | 100分の475 |
| 10月 | 100分の83 | 100分の183 | 100分の283 | 100分の383 | 100分の483 |
| 11月 | 100分の92 | 100分の192 | 100分の292 | 100分の392 | 100分の492 |

| | |
|------|----------|
| 在職期間 | 5年以上 |
| | 100分の500 |

別表第2 減額割合基準表

| 在職期間 | 0年 | 1年 | 2年 |
|------|---------|---------|---------|
| 0月 | | 100分の24 | 100分の12 |
| 1月 | | 100分の23 | 100分の11 |
| 2月 | | 100分の22 | 100分の10 |
| 3月 | | 100分の21 | 100分の9 |
| 4月 | | 100分の20 | 100分の8 |
| 5月 | | 100分の19 | 100分の7 |
| 6月 | 100分の30 | 100分の18 | 100分の6 |
| 7月 | 100分の29 | 100分の17 | 100分の5 |
| 8月 | 100分の28 | 100分の16 | 100分の4 |
| 9月 | 100分の27 | 100分の15 | 100分の3 |
| 10月 | 100分の26 | 100分の14 | 100分の2 |
| 11月 | 100分の25 | 100分の13 | 100分の1 |